

国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられた ご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月14日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局保険医療部保険企画課（本庁舎4階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/nenkin/pia_saihyoka.html

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	0人	1人	1人

(3) 意見総数

8件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方（国民年金事務）

（令和2年6月15日～7月14日実施）

※ご意見は原文を簡略化したり、類似意見をまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	マイナンバー制度は、行政の効率化にならないのではないか。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上を図るため、番号法で実施が定められており、国民年金に関する事務についても、番号法にて個人番号を利用することとされています。番号法によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。
2	マイナンバー制度は「公正・公平な社会の実現」に繋がるとは思われない。	個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されますが、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、特定個人情報保護評価書に記載する様々なセキュリティ対策を講じることで、安全に運用を行えるよう努めてまいります。
3	個人番号を扱うシステムは、セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げない。	本市の国民年金事務でオンラインでの申請は行っておりません。受付時のなりすましへの対応については、職員がマイナンバーカードの顔写真を確認し、本人確認を行います。
4	特定給付金オンライン申請で「なりすまし」事件があったようだから、「マイナンバーカード」は写真がついているからといって、本人確認に適しないことにもなりうる。	紙媒体の情報資産については、シュレッダーにより破砕を行ったうえ廃棄しております。また、HDD等の記憶装置を破棄する場合は、専用ソフトウェアによるHDD全体の消去、専用装置による磁気的な破砕、ハンマー、ドリル等による物理的な破砕のいずれかで情報資産（データ）を消去しております。特に、大量の個人情報を記録したことのある記憶装置については、原則として物理的または磁気的に破壊することとしています。
5	紙・HDDなどのデータの消去・破砕は具体的にどのように行われているのか	

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
		<p>なお、情報資産（データ）の消去を委託する場合は、職員の立会などを行うとともに、データ消去に関する証明書を取得することとしています。</p>
6	<p>Ⅳ－3 その他のリスク管理：削除されているが、変更されたのか。</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の記載内容と同様のため削除しております。</p>